

平成31年2月15日
金融庁

無登録で仮想通貨交換業を行う者について（SB101）

無登録で仮想通貨交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 仮想通貨交換業者関係Ⅲ-1-4（2）②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・業者名等：SB101
代表者 不明
- ・所在地：ジブラルタル
- ・内容等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、Atomic Coin（アトミックコイン）の売買の媒介等の仮想通貨交換業を行っていたもの

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地又は住所」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先
金融庁 総合政策局
フィンテックモニタリング室
TEL 03-3506-6000（代表）